

## 田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理容器等の設置者に対し、予算の範囲内で田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることにより、ごみの減量化対策として家庭における自家処理を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみの減量・減容・堆肥化を目的とする非電気式の容器型のもので、耐久性・耐水性を擁し、衛生を保持する構造・機能を有するものをいう。
- (2) 電気生ごみ処理機 電気式で熱風、木くず等により生ごみを減量・減容・堆肥化させる処理機及び電気式と同等程度の機能を有するバイオ式処理機をいう。
- (3) 生ごみ処理容器等 生ごみ処理容器と電気生ごみ処理機を総称したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 交付申請時において世帯全員（次条第3項の規定により別世帯とみなされる場合は、当該みなされた世帯の全員）に市税の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有さない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費は、新品の生ごみ処理容器等（本体）の購入費とする。

- 2 補助の対象となる数は、1世帯につき生ごみ処理容器にあつては2基、電気生ごみ処理機にあつては1台までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1世帯に台所設備が2か所あり、かつ、生計が別になっていると認められるときは、別世帯とみなし、それぞれを補助の対象とする。
- 4 この補助金を受け設置した生ごみ処理容器等の買換えをしようとするときは、購入が完了した年度の翌年度から起算し、生ごみ処理容器にあつては5年、電気生ごみ処理機にあつては7年を経過し、かつ使用不能と認められる場合に限り、補助の対象とする。

(補助金の限度額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて補助事業の経費の支払が完了した日から当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 商品の領収書（商品を購入した申請者の氏名及び商品の型番が確認できるものに限る。）の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第3項の規定の適用を受けようとする申請者は、前項の規定による申請に併せて二世帯住宅申告書（様式第2号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定・確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、申請者から提出される補助金請求書（様式第4号）に基づき補助金を申請者に交付するものとする。

（検査等）

第9条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の用途について必要な指示をし、報告を求め、又はその状況を実地に検査することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）の定めるところによる。

2 この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降に購入された生ごみ処理容器等から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この要綱の施行日以後に申請された補助金の交付について適用し、同日前に申請された補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要綱の規定に基づき作成されている様式第1号、様式第3号及び様式第4号の用紙は、改正後の田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用し、又は所要の事項を適宜補正して使用することができる。

#### 別表（第5条関係）

補助対象	補助金額
生ごみ処理容器	1基につき2,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内とする。
電気生ごみ処理機	1台につき15,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内とする。



田原市長 殿

申告者

住 所 田原市

氏 名

## 二世帯住宅申告書

私は、田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金の支給の申請に当たり、私の属する世帯が下記のとおり生計が別であることを申告します。

### 記

1 世帯員数

人

2 世帯の構成

(1) 申告者と生計を一にする世帯員（申告者を除く。）


(2) 申告者と生計を別にする世帯員


3 上記2(2)の世帯の種別

親の世帯 ・ 子の世帯 ・ その他(具体的に: )

---

(注) 台所設備が別であること等の世帯内で生計が分かれていることが分かる書類（住居の図面・写真等）を添付すること。

## 補助金交付決定・確定通知書

年 月 日

様

田原市長

年度田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金については、下記のとおり交付することに決定し、額の確定をしたので、通知します。

### 記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間  
年 月 日付けによる申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費並びに補助金の交付決定及び確定額  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の交付決定及び確定額 金 円

田原市長 殿

申請者

住 所 田原市

氏 名

### 補助金請求書

年度田原市生ごみ処理容器等設置事業補助金を下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

						円
--	--	--	--	--	--	---

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店
預金の種類 及び番号	普通 預金 口座番号	当座
フリガナ		
口座名義		